

5. 主要取組項目

(1) 主要取組項目について

「ありたいまち」を実現していくためには、各論で示したとおり、さまざまな施策において取組を進めていかなければなりません。

一方で、まちづくり構想に示すように「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたっ

て持続させていく」ためには、**未来に向けて重点を置いた取組**を進めることが必要です。

主要取組項目は、各施策における「施策を考える背景」や、本市が置かれている状況等を踏まえ、その改善を図るとともに、強みを活かしていくために、計画期間において特に重点的に取り組む項目**としてまとめています。**

(2) 後期計画における**主要取組項目**

前期計画において、**主要取組項目は各年度において事務事業の選択や再構築を行うこととし、取組を進めてきました。**前期計画を推進していくなかで、**総合戦略の策定や施策評価の結果**などを通して4つの「ありたいまち」ごとに、今後注力すべき具体的項目が整理されてきたこと、また、後

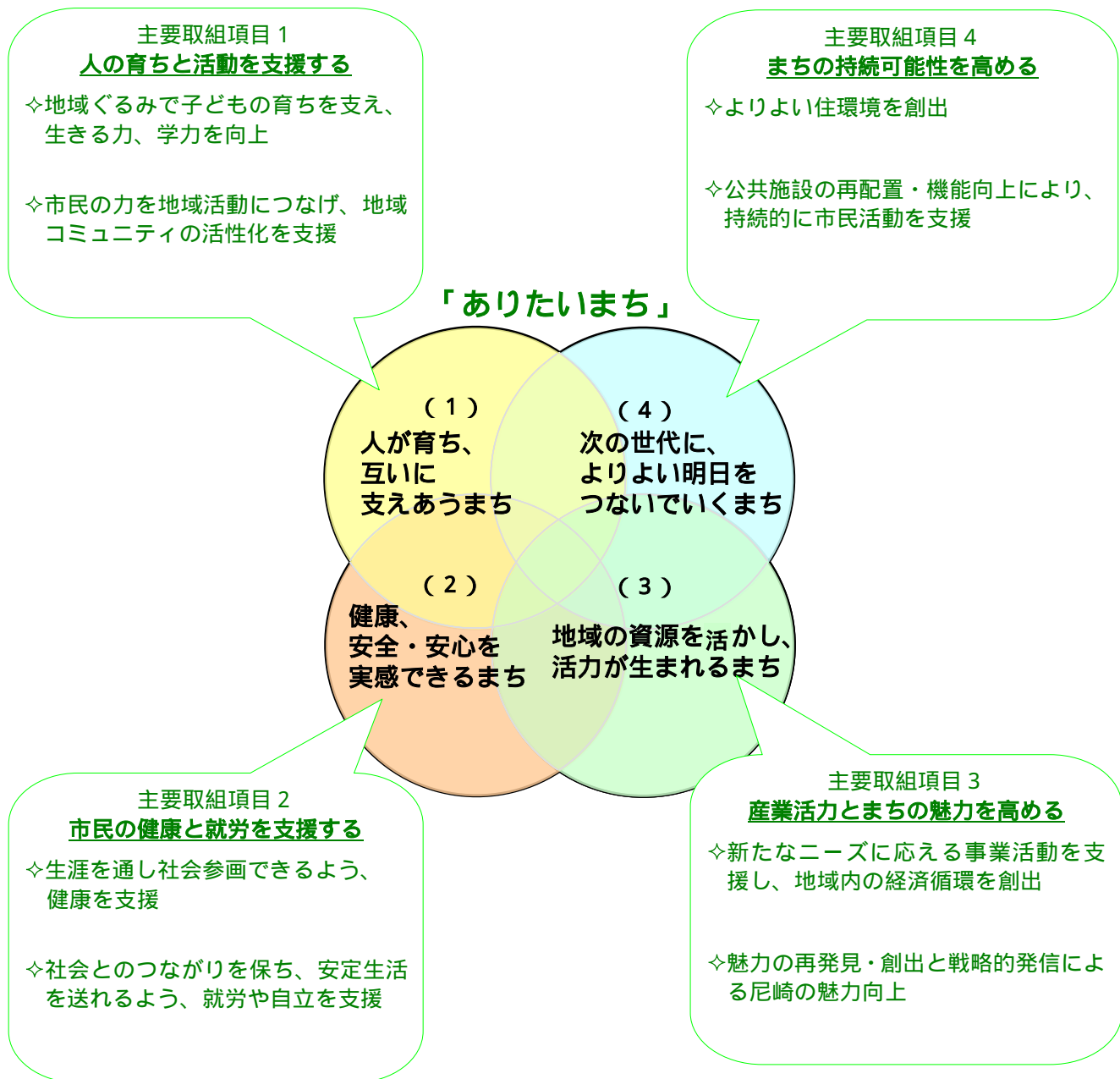
期の計画であることから、総合計画の10年間で達成されるまちの姿を市民の**皆様**によりイメージしやすい**ものとするため**、前期計画に示す主要取組項目を踏襲するなかで、**後期計画期間の5年間に施策横断的に取り組む方向性として**示します。

(3) 主要取組項目の取扱い

主要取組項目の推進は、施策評価とあわせ、施策**横断的な**評価を実施し、新規事業の立案や既存

事業の改廃等の見直しに反映していきます。

「ありたいまち」と主要取組項目



(4) 主要取組項目に関する施策間の連携

ここでは、「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくりのさまざまな分野で後期計画期間中に実現を目指す「主要取組項目」を推進していくにあたり、どのような取り組みを連携させてい

うとしているのか、それぞれの施策がどのように関連しているのか、ということ意識していくため、特に関連性の強い施策を「主要取組項目と施策のネットワーク」として記載しています。

「人が育ち、互いに支え合うまち」に向けて 人の育ちと活動を支援する

【施策横断的に取り組む方向性】

「生きる力」をはぐくむ教育の充実
切れ目のない子どもの育ちへの支援
自治のまちづくりの推進

「生きる力」をはぐくむ教育の充実

学力向上対策の取組等により、本市の学力は概ね全国レベルとなった一方で、市民意識調査では学校教育について、重要度に対して満足度が低いという状況にあります。そのため子どもから大人までの学びと育ちを支援する拠点として、寄贈を受けた旧大学施設をあまがさき・ひと咲きプラザとして整備し、誰もがいくつになっても学び続けることができる「学び」の先進都市をめざします。

あまがさき・ひと咲きプラザには、「学びと育ち研究所」を設置し、学力だけでなく、子どもたちが主体的に生きていくための必要な力を身につけ、様々な場面で活躍できる大人へと成長できるよう、データを活用した科学的根拠に基づく研究を行い、今後の政策立案や教員の指導力向上に活かしていきます。

切れ目のない子どもの育ちへの支援

少子化、ひとり親家庭の増加や地域でのつながりの希薄化などにより、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えており、あわせて、発達障害やその疑いのある子ども、児童虐待の相談件数の増加や不登校児童・生徒が多数存在するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、多様化し、複雑化、深刻化しています。そういった子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな課題に対応するためには、福祉、保健、教育などの施策横断的な取組や、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援が必要となります。

そのため、子どもの育成に関する支援の拠点として、あまがさき・ひと咲きプラザの「育ち館」に「子どもの育ちに係る支援センター」を設置し、関連分野の有機的な連携と、子どもへの総合的かつ継続的な支援に取り組みます。

また、青少年施策の拠点としては、同じくあまがさき・ひと咲きプラザに「学生会館」及び「学び館」を整備し、青少年の交流等を促進する居場所づくり、学びの場の構築等に取り組みます。

一方で、希望する数の子どもを産み育てやすいまちを目指して、引き続き、保育施設や児童ホー

△の待機児童の解消や公私立保育所の環境改善

にも取り組みます。

自治のまちづくりの推進

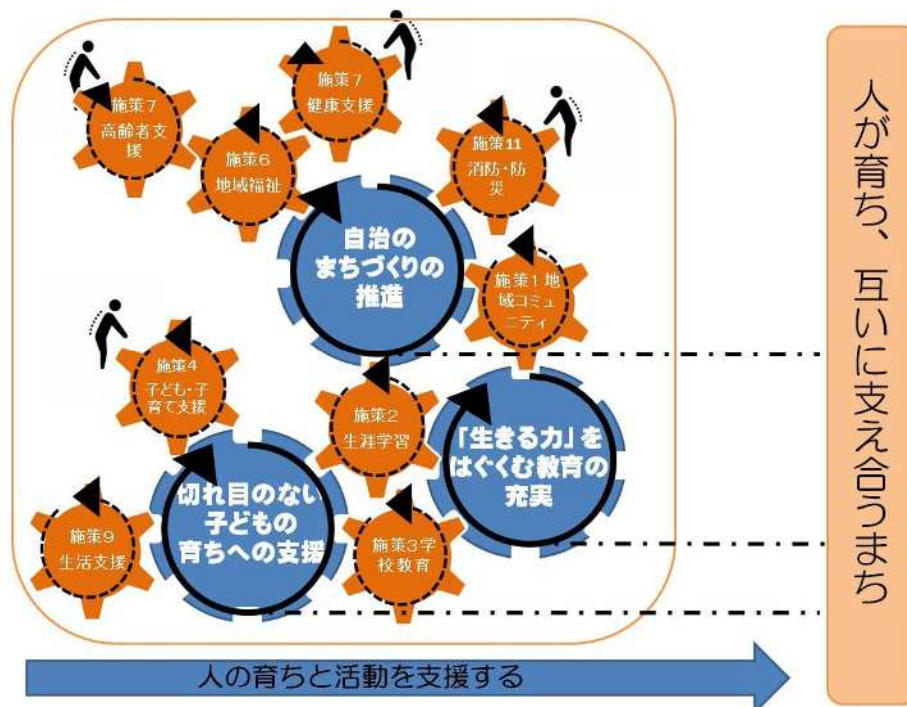
今後のまちづくりには、自分たちの地域をより良くしていくための役割が私たち一人ひとりにあるという自覚とそれに基づく行動、地域コミュニティにおけるお互いの尊重と支え合い、市民等の参画と協働といった自治の力をさらにはぐくんでいく必要があります。市制100周年を契機に制定した「尼崎市自治のまちづくり条例」には、こうした自治の基本理念や各主体の権利や責務を盛り込むとともに、情報共有や参画といった住民自治に必要な事項も規定しています。この本市がめざす自治のまちづくりの推進のためには、まずは条例の趣旨に則り、地域に根差して物事を考え、行動し、人と人をつなぐことができる職員育成に取り組み、地域とともにまちづくりを担っていく関係を築いていきます。

市民自治のまちづくりの推進に向けては、未来のあまがさきを支える「ひと」がはぐくまれる環境づくりが非常に重要です。そこで、誰もが参加できる学びの機会を「大学」に見たて、みんなの尼崎大学事業を展開します。

また、「地域振興体制の再構築」や「地域課題解決に向けた予算執行のあり方」などについても検討を進め、職員が地域に密着し、ともに学び、そして保健福祉、防災などのあらゆる分野で、地域や関係団体をつなぐ、コーディネータ的役割を担う体制を整備します。

こうした取組を進めることで、市民のまちへの関心が高まる環境づくりに努め、まちづくりへの積極的な参画を促し、自治のまちづくりの推進に取り組みます。

【関連施策】



イラストはイメージです。

「健康で、安全・安心を実感できるまち」に向けて 市民の健康と就労を支援する

【施策横断的に取り組む方向性】

「市民の健康寿命の延伸」

「地域と支える高齢者支援」

「貧困の連鎖を断ち切る自立支援」

市民の健康寿命の延伸

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年(2025年)、また、その後も進行していく超高齢社会を見据えたとき、すべての市民が生涯を通し健康に生活することが大切です。そのためには、若いころからの健診の受診や生活習慣の改善をはじめ、また、高齢期における運動習慣など、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

本市では、健康寿命の延伸のため、子どもころから望ましい生活習慣を選択できる力の習得、予防可能な病気を発症・重症化させない、介護を

要する状態にさせない・軽度を重度化させないということを目指し、ヘルスアップ尼崎戦略を展開し、施策を越えてライフステージに応じた生活習慣病予防に取り組んでいます。特に、超高齢社会の中では、介護予防の推進や認知症対策は喫緊の課題であり、重点的に取り組みます。

また、たばこは健康に悪影響を及ぼし、様々な疾患の発症と関連しています。このことから、禁煙の支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策についての取り組みをさらに進め、健康で安全・安心・快適に生活できるまちをめざします。

地域と支える高齢者支援

少子高齢化の進行や地域社会のつながりが希薄になる中で、社会的孤立を防ぎ、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会を実現するためには、市民一人ひとりの「お互いに支え合う」という意識を醸成するとともに、支援が必要な人をみんなで支える仕組みづくりが必要です。そういった地域活動の担い手が育成されるための場づくりなどへの支援を行うとともに、地域や専門機関としっかりと連携し、情報共有を図りながら地域の福祉課題解決に取り組めます。

特に、高齢者に対する支援については、高齢者自身の健康づくりや介護予防への取組が必

要であるとともに、介護の担い手の確保が課題となっています。そのため、訪問介護員等の介護の専門職については、要介護者などの重度者に重点化を図るとともに、新たな担い手の拡大に向けては、要支援者等の比較的軽度な状態にある高齢者の家事支援や地域の訪問型支え合い活動の一員となって従事する「生活支援サポーター」の養成に取り組めます。また、地域で主体的に活動するグループ等の育成支援とともに、地域福祉活動を希望する人に対しては、その能力、希望に応じて活動ができる仕組みづくりを行い、地域とともに高齢者を支える取組

を進めます。

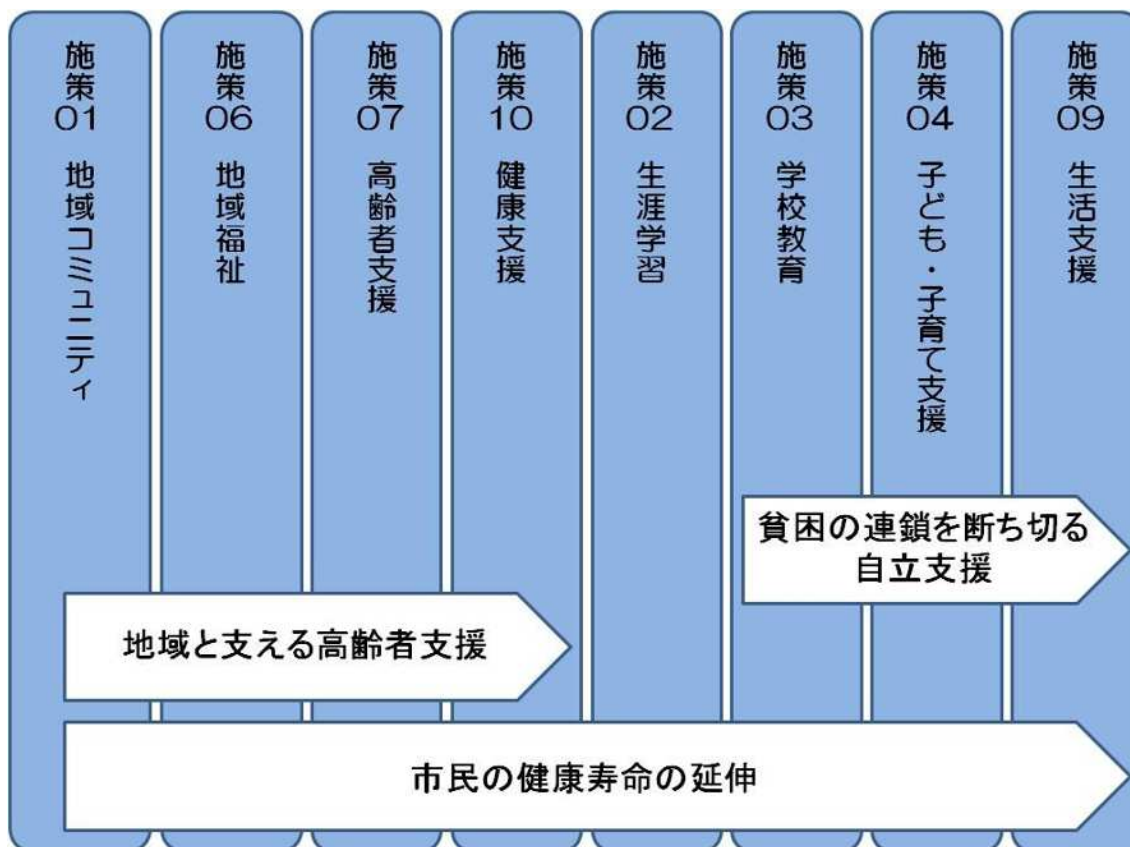
貧困の連鎖を断ち切る自立支援

暮らしに困っている方々は、複合的な課題を抱えていることが多く、そういった方々が制度の狭間に陥らないよう、市は早期に状況を把握し、自立に向けた支援を行っていく必要があります。その相談窓口として、平成27年(2015年)に「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、安定した生活を送れるよう、就労や自立の支援を行っています。これまで課題となっていた支援が必要な方で、社会的に孤立しているなどの潜在的なニーズに対しては、関係機関等からの情報提供に基づき、アウトリーチによる早期の把握、支援

に取り組むとともに、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークを強化し、不足する社会資源の開発に取り組みます。

また、近年、貧困の世代間連鎖が問題となっています。子どもは未来への希望であり、私たちのまちの宝です。すべての子どもが健やかに育つ社会を目指すためには、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることに取り組めます。

【関連施策】



地域の資源を活かし活力が生まれるまち

産業活力とまちの魅力を高める

【施策横断的に取り組む方向性】

- 「時代の変化に即した産業の振興」
- 「地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくり
- 「市民と取り組むシティプロモーションの推進」

時代の変化に即した産業の振興

本市は20代前半の若年層が転入超過であることが特長であり、地域における活発な産業活動により雇用や就労を安定させることは、さらなる若者の流入や定住につながり、まちの活力を高める重要な要素です。

本市では、平成26年(2014年)に尼崎市産業振興基本条例を制定し、産業都市として発展してきた強みを活かしつつ、省エネルギーや健康経営など、時代の変化に対応した「産業の振興」、産業の新陳代謝を進め、新たな雇用の創出につながる「起業の促進」、産業の振興を支える重要な経営資源であるとともに、市民生活を安定させる経

済的な基盤となる「雇用就労の維持創出」の3つの基本理念のもと、産業施策を推進していきます。

少子高齢化が進む社会情勢においては、起業の促進やソーシャルビジネスを含む創業支援は特に重要であり、地域経済の好循環に欠かせないものであることから、引き続き、産業関係団体や金融機関との連携を図りつつ、創業支援オフィス「アビーズ」への支援や長期実践型インターンシップの実施などを通じて、産業支援団体や金融機関とも連携を図りながら、創業支援や人材育成に重点的に取り組みます。

地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくり

変貌を遂げつつあるまちの姿や、歴史、文化などの魅力を市内外の方々に効果的に発信していくことで、市民のまちに対する誇りや愛着を醸成するとともに、市外の方からも「選ばれる」まちにしていくことが必要です。

現在、進めている尼崎城をはじめとする城内地区のまちづくりは、新たな地域資源として本市の魅力を一躍的に向上できるチャンスであり、それを着実に進めることで新たな都市イメージを定

着させ、また、本市の他の地域資源とつないでいくことで、交流人口を増加につなげる取組を進めます。そういった観光地域づくりを進めるにあたっては、インバウンドも踏まえた観光地経営の視点も取り入れながら、地域と一体となって進めていきます。その舵取り役として、観光関係者のプラットフォームになる「尼崎版DMO」の設置についても検討を進め、交流人口の増加とともに、地域経済の活性化に両輪で取り組んでいきます。

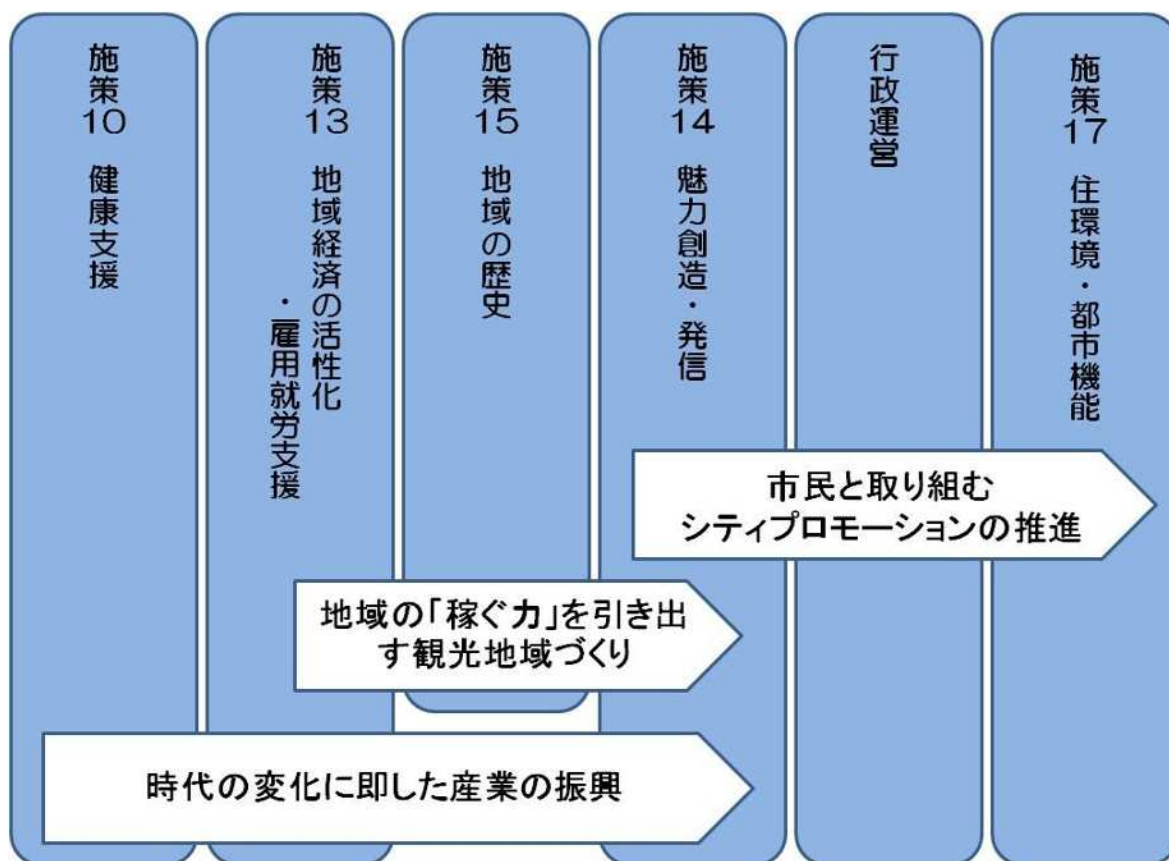
市民とともに取り組むシティプロモーションの推進

本市は、交通アクセスの利便性、産業のまちとしての技術力、充実した子育て支援施設な度に加え、長い歴史とともにくまれてきた様々な歴史資源といったたくさんのまちの魅力があります。一方で、治安や教育、そして、かつての高度経済成長期に直面した公害 **といった負の** イメージなどの課題があり、子育てファミリー世帯の定住・転入を促進していくためには、まちの魅力をさらに高めるとともに、課題を解消し、これまで

のマイナスイメージを払拭していくことがまちの魅力の増進につながります。

そういったまちの魅力を戦略的・効果的に発信していくため、定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」では、市民がまちの魅力を発信する仕組みを構築しており、引き続き、市民や本市に関心を持っていただける皆さんとともにシティプロモーションに取り組めます。

【関連施策】



次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

まちの持続可能性を高める

【施策横断的に取り組む方向性】

- 「よりよい住環境の創出」
- 「環境モデル都市あまがさきの推進」
- 「公共施設マネジメントの着実な推進」

よりよい住環境の創出

良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進につながる重要な要素です。そのための取組の一つとして、本市では平成27年(2015年)に「尼崎市危険空家等対策に関する条例」を制定し、適切な管理がなされていない空家等への対策を進めています。この取組は市民の安全・安心につながるだけでなく、今後、空家等の実態を踏まえるなかで定住・転入の促進につながるよう空家等の利活用について検討していきます。

そういった「都市課題」を「都市魅力」へと転換する取組として、本市は自転車総合政策にも取り組んでいます。地理的特性などから自転車に適

したまちである本市は、過去から自転車事故や放置自転車などが長年の課題となっていました。そのため、平成29年(2017年)に「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を制定し、盗難防止や駐輪対策などを効果的に進めるとともに、自転車走行環境の整備を進め、自転車が持つメリットである環境や健康面などを活かしたまちづくりに取り組めます。

また、引き続き、道路・橋りょうなどのインフラについては予防保全の観点から計画的に長寿命化に取り組み、災害に強い、安全、安心なまちづくりを進めていきます。

経済と環境の共生したまちづくり

本市は、平成24年(2012年)から市内環境の向上と地域経済の活性化などを目的とした事業展開を行って「ニ崎グリーンニューディール」を推進しており、そうした取組によって平成25年(2013年)には低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定されました。最近ではニ崎版スマートコミュニティが実現す

るなど、経済と環境が共生するまちに変貌を遂げつつあります。

本市の産業都市としての高い技術力やコンパクトな市域であることなどを活かしながら、環境を守るだけでなく、それが地域経済の活性化につながる仕組みづくりに、引き続き積極的に取り組めます。

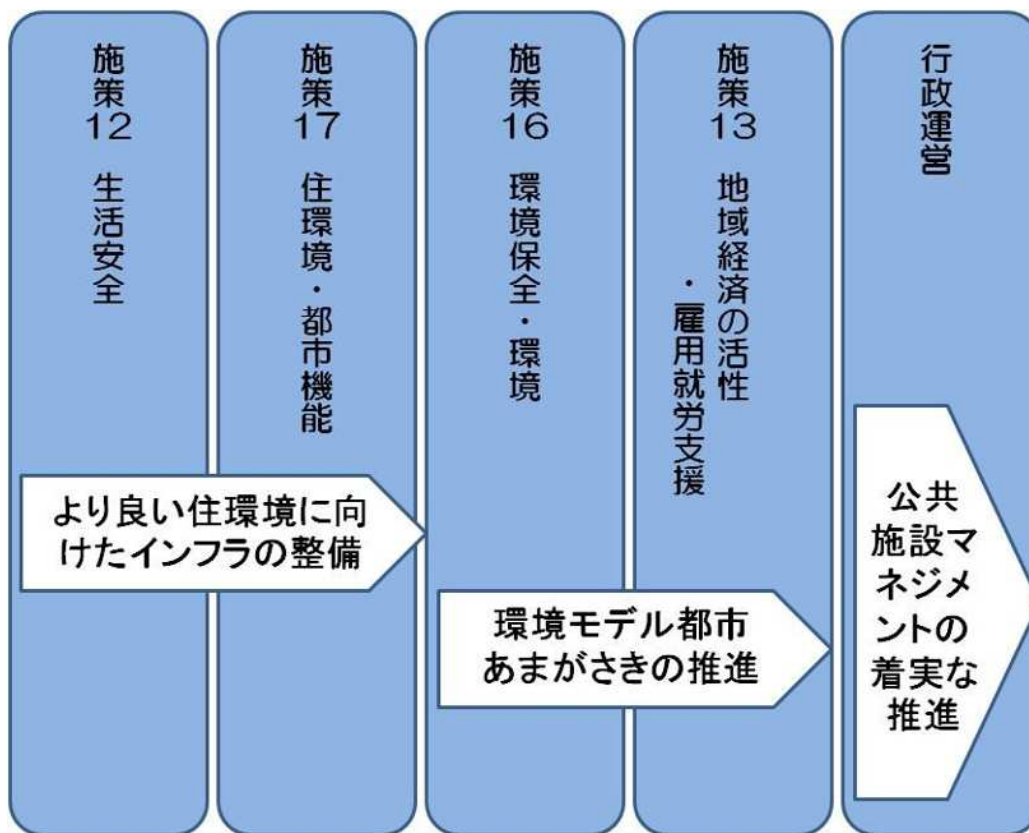
公共施設マネジメントの着実な推進

本市の公共施設については、高度経済成長期からバブル経済期にかけて整備されたものが多く、その建替えや改修等の対応が大きな課題となっています。そこで、公共施設全体に対して、中長期的視点で、計画的、戦略的に保有、処分、維持、

活用等を行い、機能や利便性の向上を図りながら、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるようマネジメントに取り組んでいます。

これらの詳細な取組については、ページからの「行政運営」の項目で記載しています。

【関連施策】



6. 行政運営

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためには、効率的・効果的にまちづくりに取り組む必要があります。また、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態をめざしていかなければなりません。

また、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をさらに進めていく

必要があることや、行政の役割が「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、職員一人ひとりの資質向上を図っていく必要があります。また、公共施設の再配置を含めた、行政サービスや支援を、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、次のような取組を進めます。

(1) ともにまちづくりを進めるために

自治に向けた視点の醸成

本市は平成28年(2016年)に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例制定により、本市としてのまちづくりに対する姿勢を将来にわたって示すとともに、この条例をシチズンシップを高めるためのツールとして位置づけ、市民及び行政が情報を共有し、学び、考え、行動し、ともに本市の将来を担っていく関係を築き、ひいてはまちの魅力を高めていきたいと考えています。

この条例に基づき、自治のまちづくりを推進するためには、まずは職員がまちづくりにかかわる

各主体の間に立ち、その「つなぎ役」としての役割を担うことがより重要となります。そのため、職員は、自分の担当業務以外にも、市全体の取組やその方向性を知るほか、必要に応じて庁内外に積極的につないでいくような意識を持ち、市民とともに進むまちづくりを幅広い視野と総合的な視点から支援する必要があります。そういった自治に向けた視点を醸成し実践することで、地域との信頼関係を築きながら、まちづくりに取り組んでいきます。

まちづくり情報の共有化と参画の促進

自治のまちづくりを推進するためには、職員の行動規範の変革だけでなく、市はこれまで以上にまちの魅力高め、市民が市政に関心を持ち、積極的に市政に参画できるよう、多様な手法を検討するとともに、その環境をつくる必要があります。

そのため、市はこれまでのように説明責任を果たすだけでなく、市が保有する情報をわかりや

すく、タイムリーに公開し、まちづくりを身近に感じられるようしっかりと市民と共有することで、まちづくりへの関心やシチズンシップを高めるとともに、地域を支える人材がはぐくまれる環境づくり、さらには、より多くの市民の知識と経験がまちづくりに活かされる仕組みづくりに取り組めます。

(2) 市民生活を支え続けるために

持続可能な行財政基盤の確立

今後も、更なる高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加が見込まれるなか、行政として「**ありたいまち**」の**実現**に向けて施策を展開していくためにも、引き続き、行財政改革に取り組み、**弾力性のある財政構造の構築**を図ります。

また、各施策においてさまざまな取組を進めるなかで、市民、事業者、行政が協力し、まちの発展や税源の涵養を図るほか、現役世代の定住・転入促進や、健康で自立した生活の確保など、**都市の体質転換に向けた取組**を中長期的な視点で進めます。

「**ありたいまち**」の**実現**に向けて施策を展開していく上で、今後も政策的に様々な投資的事業が必要となりますが、**将来負担の抑制**との両立を目指し、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

さらには、予期せぬ経済不況や自然災害の発生など、緊急的な財政需要にも対応できるよう、**基金残高の確保などに努め、社会経済情勢等の変化に強い、持続可能な行財政基盤の確立**を目指します。

公共施設マネジメントの着実な推進

本市の公共施設については、高度経済成長期からバブル経済期にかけて整備されたものが多く、その建替えや改修等の対応が大きな課題となっています。依然として厳しい財政状況の中、**従来**の**個別対応だけでなく、公共施設全体を、中長期的視点で、計画的、戦略的に保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるようマネジメント**をしていく必要があります。

平成26年(2014年)に策定した尼崎市公共施設マネジメント基本方針では、**35年間で公共施設**

の保有量の30%以上削減するという目標を掲げ、「圧縮と再編」、「予防保全による長寿命化」、「効率的・効果的な運営」の3つを方針とし、取組を進めていくこととしています。これらの取組を進めるにあたっては、公共施設は市民サービスを提供する拠点であることを念頭に置き、十分に市民・利用者、関係団体等との調整に努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう、慎重かつ着実に進めていくとともに、これまでの「事後保全」から「予防保全」へと転換し、施設の質の向上や長寿命化などに取り組みます。

(3) 行政運営の実効力を高めていくために

課題に即した組織体制と職員の資質向上

高齢化の進行に伴う住民ニーズの量の拡大、また生活様式や価値観などの多様化に伴うニーズの多様化に対応するためには、民間活力を有効活用しながら、効率的かつ質の高い行政サービスの提供が必要です。そのためには民間でできることは民間にゆだねる中で、公権力の行使や市民とともに学び、考え、互いに力を出し合いながら課題解決に向けた政策立案業務など、高度な専門性を有する業務に集中していく必要があります。しかしながら、これまで実施してきた人事評価結果を

踏まえる中でも、本市職員の「企画力」や「マネジメント系」の能力の向上は課題であることから、組織が職員に対して求める能力をより明確に発信することで職員の行動変容を促していくとともに、適宜、研修内容を見直し、職員の強みを伸ばし、弱みを改善していくような人材育成に取り組みます。

また、そういった職員の自己実現を支えながら、複雑化する地域課題に柔軟に対応するための組織体制の整備に取り組みます。

7. 計画の推進

(1) 施策の評価

「ありたいまち」の実現に向け、計画を推進していくなかで、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開され

ているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりに活かしていきます。

施策評価

各施策でどのような取組が行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

事業の改廃等の見直しに反映していくことにより、効率的・効果的な施策展開が図られるよう努めます。

その結果を基に、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存

また、「主要取組項目」や「行政運営」の進捗についても、施策評価にあわせ毎年度確認をしていきます。

市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」等を把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

(2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、すべての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」や「市民意識調査」の結果とともに、「5. 主要取組項目」のほか、緊急の対応が必要な社会的課題、国における諸制度の変更等を踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設等の都市基盤については、市民活動や経済活動等のさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわたる取組が必要なものが多くあります。

そのため、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（3か年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保するなかで、優先度の高いものから実施していくこととします。